

# 平成28年熊本地震からの 復旧・復興に係る重点要望

平成28年6月  
熊本県・熊本市

国におかれては、これまで、被災者の救助活動、避難者への生活支援、激甚災害の指定、補正予算編成をはじめ、熊本地震への迅速な対応をいただき感謝申し上げます。また、熊本地震復旧等予備費7,000億円について、地元の要望をしっかりと踏まえ、第一弾及び第二弾の使用を決定いただきました。重ねて感謝申し上げます。

震度7を2回観測した今回の地震により、県内では、判明分だけでも14万棟を超える家屋被害や大規模な土砂災害をはじめとした広範かつ甚大な被害が発生し、私たちが経験したことがない大災害となっています。

熊本地震への対応にこれまで計上した予算額は熊本県だけでも2,821億円にも上り、その地方負担分に対応するために、災害対応や財政調整用の基金は全て枯渇するという、県財政は極めて困難な状況に陥っており、また、熊本市の財政状況にも同様に厳しいものがあります。今後、更に必要となる予算を適切に措置し、復旧・復興を成し遂げていくためには、国の絶大な支援が不可欠です。

先般の国会での補正予算審議の際、安倍総理から「まずは、とにかく躊躇なくしっかりと必要なことを全てやっていただきたい」、「地方自治体が立ち行かなくなる、財政上非常に大きなダメージを被るということは絶対にないようにしていきたい」との答弁をしていただきました。その力強い御発言をしっかりと受け止め、これからも県民・市民のために躊躇なく、必要な対策を講じて参りたいと考えております。

貴府におかれては、特に重要な次の事項について、早急に万全の対策を講じていただき、復旧・復興に立ち上がろうとする被災者や被災地に安心感を与えていただくよう強く要望します。

平成28年6月23日

熊本県知事 蒲島 郁夫

熊本県議会議長 吉永 和世

熊本市長 大西 一史

熊本市議会議長 澤田 昌作

# 熊本地震からの復旧・復興に係る特別な財政支援

【内閣府】個別項目 1

## 提案・要望事項

新たな補助制度の創設や補助率の嵩上げなどの財政措置及び地方負担分（裏負担・単独事業）の最小化のための特別交付税の別枠措置など、東日本大震災を踏まえた財政負担等に係る特別な立法措置

### 【現状・課題等】

#### 1 被害の状況及び総事業費

- ・被害状況：死者・行方不明者 70 人、住家被害 143,293 棟、被害額約 1.8 兆円～3.8 兆円
- ・総事業費：6 月補正までの地震関係県予算：2,821 億円

#### 2 現行制度及び東日本大震災時の対応等

	現行	要望内容	東日本大震災時
補助制度の創設・補助率嵩上げ	激甚災害指定による一部事業の補助制度創設・補助率嵩上げ	補助制度の創設・補助率嵩上げ	東日本大震災財特法による補助制度の創設・補助率嵩上げ
十分な交付税措置による地方負担分（裏負担・単独事業）の最小化	地方負担分に対するルールによる特別交付税措置	十分な交付税措置による地方負担分の最小化	震災復興特別交付税による地方負担分全額の別枠措置

#### 3 要望の内容

公共土木施設（7/10 程度 8/10～9/10 程度）や農地・農業用施設（6/10 程度 9/10 程度）など、激甚災害指定により補助率の嵩上げがなされたものがある一方で、次の施設等は激甚法による嵩上げの対象外であり、東日本大震災時及び阪神・淡路大震災時には、特別措置法により措置された。

##### 【国の補助率】

施設等	現行	東日本財特法	阪神・淡路財特法
市町村の仮庁舎	-	2/3	
ガレキ処理	1/2	1/2～9/10	
消防施設	1/3 又は 1/2	2/3	2/3
一般廃棄物処理施設	1/2	8/10～9/10	8/10
交通安全施設	0 又は 1/2	8/10～9/10	8/10
警察施設	0 又は 1/2	2/3	2/3

中小企業等グループ補助金や農業経営体育成補助金をはじめとして復旧・復興事業の地方負担が多大であり、躊躇なく取り組むためには、国による財政支援の明確な担保が必要である。

このため、熊本地震に係る特別な財政需要に対応するためには、地方負担分の全額を別枠措置した、東日本大震災時の震災復興特別交付税のような十分な交付税措置が求められる。

# 被災者生活支援制度の拡充等

【内閣府】個別項目 15,16

## 提案・要望事項

宅地被害を踏まえた被災者生活再建支援制度の拡充  
被災者生活支援制度における半壊世帯への柔軟な対応  
災害時の新たなシステム構築及び運営に関する国庫補助制度の創設

### 【現状・課題等】

#### 1 被害の状況及び総事業費

被害状況 熊本都市圏及び阿蘇地域を中心に、がけや擁壁の崩壊、液状化、亀裂・陥没といった様々な宅地被害が他県に比べ多数発生（被災宅地危険度判定(H28.6.15)の「危険」と「要注意」の件数：熊本県7,039件、宮城県2,356件、新潟県726件、岩手県217件）  
総事業費 20,000百万円（見込）

被害状況 住家被害 計143,293棟（全壊7693棟、半壊22,982棟等）(H28.6.16時点)  
総事業費 11,500百万円

総事業費 363百万円

#### 2 現行制度及び東日本大震災時の対応等

	現行	要望内容	東日本大震災時
宅地の復旧に対する加算金の支給	なし	宅地復旧に対する加算金（100万円）を支給	
支給対象の拡充	半壊世帯は一部支給対象	半壊世帯まで50万円を支給	
国庫補助制度の創設	なし	国庫補助制度の創設	構築費 1/3 運営費は寄付金等を財源として活用

#### 3 要望の内容

過去に例を見ない余震継続により、住宅被害だけでなく、宅地にも甚大な被害が生じており（H28.6.15現在の被災宅地危険度判定調査の結果では、過去最大の7,000件以上が「危険」若しくは「要注意」と判定）迅速を要する被災者の住宅再建の大きな障害となっています。

そのため、住宅の建築・購入等の場合の加算金支給とは別に、宅地の復旧に対しても加算金の支給（100万円）を求めます。

併せて、生活再建支援金制度について、半壊世帯への柔軟な対応（50万円の基礎支援金の支給対象とする）を求めます。

今回の地震により、県内の広範囲で大きな被害が生じており、市町村が被災者に対して発行する罹災証明書やその後の生活再建支援事業の進ちょく状況を一元管理するシステムの構築及び運営に係る行政活動費がきわめて多額に上り、地方自治体の負担が過大となる状況です。

しかしながら、現行制度では、そのような行政経費に対しては、国庫補助制度がありません。

今後の復旧・復興を円滑に進めていくためにも、被災者の生活再建のための新たなシステム構築等に対して国庫補助制度の創設を求めます。



# 平成28年熊本地震からの 復旧・復興に係る重点要望

平成28年6月  
熊本県・熊本市

国におかれては、これまで、被災者の救助活動、避難者への生活支援、激甚災害の指定、補正予算編成をはじめ、熊本地震への迅速な対応をいただき感謝申し上げます。また、熊本地震復旧等予備費7,000億円について、地元の要望をしっかりと踏まえ、第一弾及び第二弾の使用を決定いただきました。重ねて感謝申し上げます。

震度7を2回観測した今回の地震により、県内では、判明分だけでも14万棟を超える家屋被害や大規模な土砂災害をはじめとした広範かつ甚大な被害が発生し、私たちが経験したことがない大災害となっています。

熊本地震への対応にこれまで計上した予算額は熊本県だけでも2,821億円にも上り、その地方負担分に対応するために、災害対応や財政調整用の基金は全て枯渇するという、県財政は極めて困難な状況に陥っており、また、熊本市の財政状況にも同様に厳しいものがあります。今後、更に必要となる予算を適切に措置し、復旧・復興を成し遂げていくためには、国の絶大な支援が不可欠です。

先般の国会での補正予算審議の際、安倍総理から「まずは、とにかく躊躇なくしっかりと必要なことを全てやっていただきたい」、「地方自治体が立ち行かなくなる、財政上非常に大きなダメージを被るということは絶対にないようにしていきたい」との答弁をしていただきました。その力強い御発言をしっかりと受け止め、これからも県民・市民のために躊躇なく、必要な対策を講じて参りたいと考えております。

貴省におかれては、特に重要な次の事項について、早急に万全の対策を講じていただき、復旧・復興に立ち上がろうとする被災者や被災地に安心感を与えていただくよう強く要望します。

平成28年6月23日

熊本県知事 蒲島 郁夫

熊本県議会議長 吉永 和世

熊本市長 大西 一史

熊本市議会議長 澤田 昌作

# 熊本地震からの復旧・復興に係る特別な財政支援

【総務省】個別項目 1

## 提案・要望事項

新たな補助制度の創設や補助率の嵩上げなどの財政措置及び地方負担分（裏負担・単独事業）の最小化のための特別交付税の別枠措置など、東日本大震災を踏まえた財政負担等に係る特別な立法措置

### 【現状・課題等】

#### 1 被害の状況及び総事業費

- ・被害状況：死者・行方不明者 70 人、住家被害 143,293 棟、被害額約 1.8 兆円～3.8 兆円
- ・総事業費：6 月補正までの地震関係県予算：2,821 億円

#### 2 現行制度及び東日本大震災時の対応等

	現行	要望内容	東日本大震災時
補助制度の創設・補助率嵩上げ	激甚災害指定による一部事業の補助制度創設・補助率嵩上げ	補助制度の創設・補助率嵩上げ	東日本大震災財特法による補助制度の創設・補助率嵩上げ
十分な交付税措置による地方負担分（裏負担・単独事業）の最小化	地方負担分に対するルールによる特別交付税措置	十分な交付税措置による地方負担分の最小化	震災復興特別交付税による地方負担分全額の別枠措置

#### 3 要望の内容

公共土木施設（7/10 程度 8/10～9/10 程度）や農地・農業用施設（6/10 程度 9/10 程度）など、激甚災害指定により補助率の嵩上げがなされたものがある一方で、次の施設等は激甚法による嵩上げの対象外であり、東日本大震災時及び阪神・淡路大震災時には、特別措置法により措置された。

##### 【国の補助率】

施設等	現行	東日本財特法	阪神・淡路財特法
市町村の仮庁舎	-	2/3	
ガレキ処理	1/2	1/2～9/10	
消防施設	1/3 又は 1/2	2/3	2/3
一般廃棄物処理施設	1/2	8/10～9/10	8/10
交通安全施設	0 又は 1/2	8/10～9/10	8/10
警察施設	0 又は 1/2	2/3	2/3

中小企業等グループ補助金や農業経営体育成補助金をはじめとして復旧・復興事業の地方負担が多額であり、躊躇なく取り組むためには、国による財政支援の明確な担保が必要である。

このため、熊本地震に係る特別な財政需要に対応するためには、地方負担分の全額を別枠措置した、東日本大震災時の震災復興特別交付税のような十分な交付税措置が求められる。

# 行政庁舎等再建についての国庫補助制度の創設

【総務省】個別項目 2

## 提案・要望事項

防災拠点となる行政庁舎の再建について、東日本大震災を踏まえた応急工事、調査費及び仮設庁舎等の建設等に関する国庫補助制度の創設

今回の震災を教訓とした、防災拠点となる行政庁舎の耐震化についての国庫補助制度の創設

## 【現状・課題等】

### 1 被害の状況及び総事業費

- ・被害状況：8市町の行政庁舎が被災  
(八代市、人吉市、水俣市、宇土市、天草市、大津町、益城町、小国町)
- ・総事業費：(H28.6.12時点) 35,400百万円

### 2 現行制度及び東日本大震災時の対応等

	現行	要望内容	東日本大震災時
庁舎再建等	補助制度なし 【原形復旧部分】 災害復旧事業債(充当率100%) ・交付税措置47.5～85.5% ----- 【原形復旧を超える部分】 一般単独債(充当率75%) ・交付税措置なし	補助制度の創設	【原形復旧部分】 震災復興特別交付税で全額措置 ----- 【原形復旧を超える部分】 被災施設復旧関連事業債(充当率100%) ・交付税措置70%
庁舎の耐震化	補助制度なし	国庫補助制度の創設	

### 3 要望の内容

今回の地震により、災害時には救助などの初動対応や避難者支援の司令塔となる行政庁舎をはじめとする県・市町村の施設・設備は大きな被害を受けており、これらの行政施設が従前の機能を今後も維持するとともに、地域の防災拠点としての十分な機能を有する行政施設として、再建することが不可欠です。

しかし、現行制度では、国の支援メニューが十分でなく、多額の費用を要する行政施設の再建を地方単独事業として実施する必要があり、復旧・復興を進める上での課題となっています。

そのため、東日本大震災を踏まえ、実質的に地方負担なく災害復旧工事を実施できるよう、地域の防災拠点となる行政施設の再建について、応急工事、調査費や仮設庁舎の建設も含めた国庫補助制度の創設を求めます。

併せて、行政庁舎の建て替え及び耐震化には、多額の負担が必要である。事業の優先度などの問題から、行政庁舎の建て替え等が後回しにされてきたが、今回の震災で大きな被害を受けた。こうした今回の震災を教訓として、地域の防災拠点となる行政庁舎の耐震化に要する費用に対する国庫補助制度の創設を求めます。



# 平成28年熊本地震からの 復旧・復興に係る重点要望

平成28年6月  
熊本県・熊本市

国におかれては、これまで、被災者の救助活動、避難者への生活支援、激甚災害の指定、補正予算編成をはじめ、熊本地震への迅速な対応をいただき感謝申し上げます。また、熊本地震復旧等予備費7,000億円について、地元の要望をしっかりと踏まえ、第一弾及び第二弾の使用を決定いただきました。重ねて感謝申し上げます。

震度7を2回観測した今回の地震により、県内では、判明分だけでも14万棟を超える家屋被害や大規模な土砂災害をはじめとした広範かつ甚大な被害が発生し、私たちが経験したことがない大災害となっています。

熊本地震への対応にこれまで計上した予算額は熊本県だけでも2,821億円にも上り、その地方負担分に対応するために、災害対応や財政調整用の基金は全て枯渇するという、県財政は極めて困難な状況に陥っており、また、熊本市の財政状況にも同様に厳しいものがあります。今後、更に必要となる予算を適切に措置し、復旧・復興を成し遂げていくためには、国の絶大な支援が不可欠です。

先般の国会での補正予算審議の際、安倍総理から「まずは、とにかく躊躇なくしっかりと必要なことを全てやっていただきたい」、「地方自治体が立ち行かなくなる、財政上非常に大きなダメージを被るということは絶対にないようにしていきたい」との答弁をしていただきました。その力強い御発言をしっかりと受け止め、これからも県民・市民のために躊躇なく、必要な対策を講じて参りたいと考えております。

貴省におかれては、特に重要な次の事項について、早急に万全の対策を講じていただき、復旧・復興に立ち上がろうとする被災者や被災地に安心感を与えていただくよう強く要望します。

平成28年6月23日

熊本県知事 蒲島 郁夫

熊本県議会議長 吉永 和世

熊本市長 大西 一史

熊本市議会議長 澤田 昌作

# 熊本地震からの復旧・復興に係る特別な財政支援

【財務省】個別項目 1

## 提案・要望事項

熊本地震復旧等予備費の早期使用をはじめ、復旧・復興事業に係る東日本大震災を踏まえた適切な予算措置

新たな補助制度の創設や補助率の嵩上げなどの財政措置及び地方負担分（裏負担・単独事業）の最小化のための特別交付税の別枠措置など、東日本大震災を踏まえた財政負担等に係る特別な立法措置

## 【現状・課題等】

### 1 被害の状況及び総事業費

- ・被害状況：死者・行方不明者 70 人、住家被害 143,293 棟、被害額約 1.8 兆円～3.8 兆円
- ・総事業費：6 月補正までの地震関係県予算：2,821 億円

### 2 現行制度及び東日本大震災時の対応等

	現行	要望内容	東日本大震災時
補助制度の創設・補助率嵩上げ	激甚災害指定による一部事業の補助制度創設・補助率嵩上げ	補助制度の創設・補助率嵩上げ	東日本大震災財特法による補助制度の創設・補助率嵩上げ
十分な交付税措置による地方負担分（裏負担・単独事業）の最小化	地方負担分に対するルールによる特別交付税措置	十分な交付税措置による地方負担分の最小化	震災復興特別交付税による地方負担分全額の別枠措置

### 3 要望の内容

公共土木施設（7/10 程度 8/10～9/10 程度）や農地・農業用施設（6/10 程度 9/10 程度）など、激甚災害指定により補助率の嵩上げがなされたものがある一方で、次の施設等は激甚法による嵩上げの対象外であり、東日本大震災時及び阪神・淡路大震災時には、特別措置法により措置された。

#### 【国の補助率】

施設等	現行	東日本財特法	阪神・淡路財特法
市町村の仮庁舎	-	2/3	
ガレキ処理	1/2	1/2～9/10	
消防施設	1/3 又は 1/2	2/3	2/3
一般廃棄物処理施設	1/2	8/10～9/10	8/10
交通安全施設	0 又は 1/2	8/10～9/10	8/10
警察施設	0 又は 1/2	2/3	2/3

中小企業等グループ補助金や農業経営体育成補助金をはじめとして復旧・復興事業の地方負担が多額であり、躊躇なく取り組むためには、国による財政支援の明確な担保が必要である。

このため、熊本地震に係る特別な財政需要に対応するためには、地方負担分の全額を別枠措置した、東日本大震災時の震災復興特別交付税のような十分な交付税措置が求められる。

# 平成28年熊本地震からの 復旧・復興に係る重点要望

平成28年6月  
熊本県・熊本市

国におかれては、これまで、被災者の救助活動、避難者への生活支援、激甚災害の指定、補正予算編成をはじめ、熊本地震への迅速な対応をいただき感謝申し上げます。また、熊本地震復旧等予備費7,000億円について、地元の要望をしっかりと踏まえ、第一弾及び第二弾の使用を決定いただきました。重ねて感謝申し上げます。

震度7を2回観測した今回の地震により、県内では、判明分だけでも14万棟を超える家屋被害や大規模な土砂災害をはじめとした広範かつ甚大な被害が発生し、私たちが経験したことがない大災害となっています。

熊本地震への対応にこれまで計上した予算額は熊本県だけでも2,821億円にも上り、その地方負担分に対応するために、災害対応や財政調整用の基金は全て枯渇するという、県財政は極めて困難な状況に陥っており、また、熊本市の財政状況にも同様に厳しいものがあります。今後、更に必要となる予算を適切に措置し、復旧・復興を成し遂げていくためには、国の絶大な支援が不可欠です。

先般の国会での補正予算審議の際、安倍総理から「まずは、とにかく躊躇なくしっかりと必要なことを全てやっていただきたい」、「地方自治体が立ち行かなくなる、財政上非常に大きなダメージを被るということは絶対にないようにしていきたい」との答弁をしていただきました。その力強い御発言をしっかりと受け止め、これからも県民・市民のために躊躇なく、必要な対策を講じて参りたいと考えております。

貴省におかれては、特に重要な次の事項について、早急に万全の対策を講じていただき、復旧・復興に立ち上がろうとする被災者や被災地に安心感を与えていただくよう強く要望します。

平成28年6月23日

熊本県知事 蒲島 郁夫

熊本県議会議長 吉永 和世

熊本市長 大西 一史

熊本市議会議長 澤田 昌作

# 公立学校施設及び社会教育施設の災害復旧等についての 国庫補助制度の拡充

【文部科学省】個別項目 1,3,5

## 提案・要望事項

学校施設の災害復旧費についての補助対象の拡大等

学校施設の避難所としての施設整備についての国庫補助率の嵩上げ及び補助対象の拡大

特定地方公共団体の指定外地域の社会教育施設への災害復旧国庫補助制度の創設

## 【現状・課題等】

### 1 被害の状況及び総事業費

#### (1) 公立学校施設

- ・被害状況：公立学校等 714 校中 442 校が被災（H28.6.16 時点）
- ・総事業費（H28.6.16 時点）50,000 百万円

#### (2) 社会教育施設（図書館、公民館、博物館、体育館、武道館、文化施設等）

- ・被害状況：343 施設（H28.6.13 時点）
- ・総事業費：14,392 百万円（H28.6.13 時点）

総事業費については、現在調査、設計中のものもあり、今後増加の見込み。

### 2 現行制度及び東日本大震災時の対応等

	現行	要望内容	東日本大震災時
補助対象の拡大		設計費、少額復旧、改良復旧等の対象化	設計・監理費は対象
-1 国庫補助率嵩上げ	1/3	1/3 嵩上げ	
-2 補助対象の拡大		高等学校の対象化	
特定地方公共団体の指定外地域の社会教育施設への災害復旧国庫補助制度の創設	指定外地域の社会教育施設には災害復旧に係る国庫補助がない	災害復旧国庫補助制度の創設	

### 3 要望の内容

今回の地震により、県立学校 71 校中 57 校、市町村立学校等 643 校中 385 校の学校施設が被害を受けており、復旧には 500 億円以上の費用を要することが見込まれます。

震度 7 が連続したことにより、校舎等が大きな被害を受けましたが、復旧に当たっては、熊本地震に耐えられる耐震性の向上が必要であり、また、被災した児童・生徒の心理面にも配慮した復旧が必要です。

しかし、現行制度では、国庫負担率 2/3 に加え、激甚災害に対処するための特別財政援助等に関する法律により更なる嵩上げもなされるものの、被災した児童・生徒の心理面に配慮した地震の痕跡を残さない復旧や耐震性の向上などの改良復旧については国庫補助の対象となっておりません。また、被害状況調査費用、設計費用の一部、少額な施設等の復旧に係る経費は国

庫補助の対象外となっています。

そのため、これらの経費について補助対象の拡大等の措置を求めます。

今回の地震では、多くの被災者の方々が学校に避難されましたが、震度7が連続したことにより、学校施設が蒙った被害は予想以上に大きく、避難所として指定されていた施設も十分にその役割を果たすことができませんでした。そのため、避難所としても使用される学校施設は、今回の地震の経験を活かし、災害の際に避難所として十分な機能を発揮するために、空調設備やトイレの洋式化、備蓄倉庫や無線LANの設置等も実施する必要があります。

しかし、現行制度では、防災機能強化の一環として施設を整備する公立小・中学校等については1/3の国庫補助がありますが、依然として地方負担が大きいため、補助率の嵩上げを求めます。

また、屋外防災施設を除き現行制度の対象となっていない高等学校についても補助対象とするよう求めます。

今回の地震により、県内343の社会教育施設に甚大な被害が生じています。復旧には、少なくとも約140億円が必要と見込まれます。

しかし、現行制度では、激甚法に基づく特定地方公共団体の基準に満たない(指定されない)場合は、災害復旧補助制度がなく、一部自治体においては社会教育施設の被害が生じていても補助を受けることができません。社会教育施設が社会に果たす役割は大きく、復興を目指すうえで欠かせない存在です。

東日本大震災では、津波被害により公共施設が一面に被害を受け社会教育施設を含め激甚法の補助を受けることができましたが、今般の熊本地震では、社会教育施設のみ局所的に甚大な被害を受け、補助を受けることができないことが予想されます。地域における防災拠点としての施設の重要性を考えると、特定地方公共団体の指定の基準に満たない場合でも、局所的に被災した施設の確実な復旧のための支援が必要です。

そのため、特定地方公共団体の指定外地域の社会教育施設に対する災害復旧費国庫補助制度の創設を求めます。

# 心のケア・学力保障等に係る支援体制の充実

【文部科学省】個別項目 21,22,33

## 提案・要望事項

児童生徒の心のケア、学力保障等に係る東日本大震災を踏まえた教職員の加配措置  
 スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの全額国庫補助による追加  
 配置

### 【現状・課題等】

#### 1 被害の状況及び総事業費

児童生徒のケア、学力保障等への対応が必要

- ・総事業費 6,072 百万円  
 (うち、人件費 5,572 百万円、人件費以外(旅費、宿舍借上費等) 500 百万円)

学校がスクールカウンセラー(S C)による心のケア及びスクールソーシャルワーカー(S S W)による支援が必要と判断した児童生徒数 4,100 人以上

- ・総事業費: 2,515 百万円(S C 1,415 百万円+ S S W 1,100 百万円)

#### 2 現行制度及び東日本大震災時の対応等

	現行	要望内容	東日本大震災時
-1 小中学校に加配措置 ・国庫補助率高上げ ・人的増員に要する諸経費	- 1/3 -	132人の加配 1/3 10 /10 全額	900人超 1/3 + 特別交付税 特別交付税
-2 県立高校に加配措置 ・国庫補助制度の創設 ・人的増員に要する諸経費	- - -	3人の加配 0 10/10 全額	27人(宮城県) 特別交付税 特別交付税
スクールカウンセラー(S C)及びスクールソーシャルワーカー(S S W)の全額国庫補助による追加配置	《S C》 補助率1/3	・補助率 1/3 10/10	全額国庫による 委託事業 (復興特別会計)
	《S S W》 補助率1/3	・補助率 1/3 10/10	該当事業なし

#### 3 要望の内容

被災した児童生徒の心のケア、学力保障のための学習支援及び地域や関係機関との連携のために教職員の増員が欠かせない状況です。97 名の加配の内示を頂いているところですが、更なる加配措置を求めます。

また、義務教育の現行制度では1/3の国庫補助がありますが、東日本大震災を踏まえた国庫補助率の高上げ(10/10)とともに、県立高校及び増員に要する諸経費については、現行で補助制度がないため、国庫補助制度の創設を求めます。

S CやS S Wの配置は、被災した児童生徒の心のケアや、いじめ・不登校等の未然防止及び解消に顕著な効果があり、高いニーズがあります。また、被災した児童生徒の心のケアや生活環境の改善は喫緊の課題でもあることから、「S C活用事業」とともに「S S W活用事業」について規模を拡大する必要があります。本県事業の円滑な実施のために、全額国庫補助による追加配置を求めます。

なかでも、S S Wについては、現在でも十分な配置(充足率約7割)ができていません。

今回被災により家庭環境が大きく変化した児童生徒も多く、児童生徒の心のケアにとっては、福祉面を中心とした関係機関との連携を図るS S Wの効果も高い状況です。しかし、現状では、本県が実施した調査に基づく事業実施計画も遂行が困難なため、S S Wについても、全額国庫補助による支援を求めます。

# 私立学校施設の災害復旧に対する財政措置の拡充

【文部科学省】個別項目 39,42,43

## 提案・要望事項

私立学校の災害復旧費に対する東日本大震災を踏まえた国庫補助率嵩上げ等による財政措置の拡充

専修学校・各種学校に対する災害復旧についての東日本大震災同様の国庫補助制度の創設

### 【現状・課題等】

#### 1 被害の状況及び総事業費

- ・被害状況：県内の私立学校 172 校（園）中、131 校（園）が被災
- ・総事業費（H28.5.18 時点）36,784 百万円（災害復旧分）

	幼稚園	中学・高等学校	専修・各種学校	大学等	計
被害校（園）数	50 園	29 校	43 校	9 校	131校(園)
事業費（被害額）	579 百万円	10,972 百万円	1,864 百万円	23,369 百万円	36,784 百万円

#### 2 現行制度及び東日本大震災時の対応等

	現行	要望内容	東日本大震災時
国庫補助率嵩上げ	(幼稚園・中学・高校の場合) 1/2	2/3以上	2/3以上 ( 1 )
	(大学等の場合) 1/2	2/3	1/2 + ( 2 )
専修学校等の災害復旧に対する国庫補助制度の創設	なし	専修学校・各種学校への災害復旧費補助制度の創設	1/2

- 1 激甚法1/2に加え、私立学校経常費補助金（国10/10）で1/6を加算。さらに復興基金により各県1/6以上を嵩上げ補助。
- 2 激甚法 1/2 に加え、私立大学等経常費補助金（日本私立学校振興・共済事業団 10/10）を被災状況等に応じて加算。

#### 3 要望の内容

今回の地震により、本県の私立学校 172 校のうち 131 校が被災し、被害総額は少なくとも 367 億円を超えております。

しかし、私立学校の災害復旧に対しては、現行制度では激甚法により 1/2 の国庫補助がありますが、公立学校（8/10～9/10）に比べると少なく、中には高校で 40 億円、大学で 160 億円を超える被害が発生している学校もあり、学校が自己負担分を賄うことが厳しい状況です。

本県の高校生における私立高校生の割合は、平成 27 年度で全国 5 位(35.6%)となっており、東日本大震災で被害を受けた宮城県(27.7%)、福島県(20.3%)、岩手県(19.3%)と比較しても、災害等により影響を受ける生徒の割合が高いことから、学校負担が東日本大震災を踏まえて軽減されるよう、国庫補助率の嵩上げ(大学等:1/2 2/3、幼稚園、中学・高校:1/2 2/3)等による財政措置の拡充を求めます。

専修学校・各種学校については、43 校が被災し、被害額は 18 億を超えています。しかし、現状では災害復旧に係る補助制度がないことから、東日本大震災時同様の国庫補助制度の創設(補助率 1/2)を求めます。

# 熊本城や阿蘇神社をはじめとする文化財の復旧・復興

【文部科学省】個別項目 55,56,58

## 提案・要望事項

熊本城について、全額国庫負担による、国からの人的かつ技術的な支援を受けた復元阿蘇神社等の文化財について、全額国庫補助制度の創設及び人的支援等国指定以外の文化財についての国庫補助制度の創設

### 【現状・課題等】

#### 1 被害の状況及び総事業費

- ・被害状況 国指定（登録）文化財 89 件（301 件中）、県指定文化財 54 件（384 件中）
- ・総事業費 熊本城関係をはじめ調査中

#### 2 現行制度及び東日本大震災時の対応等

	現行	要望内容	東日本大震災時
熊本城の復旧に向けた特段の支援		支援制度創設等の財政措置 復旧技術者等の確保等	
国指定文化財の復旧に向けた全額国庫補助と人的支援	国指定：70～85% 国登録：設計費のみ70～85%補助	国指定：70～85% 100% 国登録：設計費70～85% （設計費＋工事費） 100%	国指定：70～85% 国登録：設計費のみ70～85%補助
国指定以外の文化財に対する国庫補助制度の創設	なし	国庫補助制度の創設	県・市町村指定文化財 ・復旧経費の所有者等の負担分に対し25%補助 未指定文化財 ・補助制度なし

復興基金により、所有者負担分の25%を補助

#### 3 要望の内容

県民の誇りであり、本県のシンボルである熊本城が大きく被災し、復旧のためには高い専門性と多大な経費を要します。そのため、所有権を有する国に代わり、熊本市が事業主体となって行う石垣及び重要文化財である建造物の復元について、その全額の国庫負担及び国からの人的かつ技術的な支援を求めます。

本県の宝であり、将来に守り伝える国指定文化財の災害復旧については、文化財所有者の負担があるため、文化財の復旧が進まない可能性があります。そのため、全額国庫補助制度の創設や専門技術者による支援派遣等を求めます。

本県の宝である国指定以外の（県指定、市町村指定）文化財及び文化財として潜在的価値を有する未指定文化財の多くが被災し、復旧のためには多大な経費を要しますが、国庫補助制度がないことから、自治体及び文化財所有者等の負担が過大となります。そのため、これらの文化財の早期復旧が進むよう国庫補助制度の創設を求めます。

# 平成28年熊本地震からの 復旧・復興に係る重点要望

平成28年6月  
熊本県・熊本市

国におかれては、これまで、被災者の救助活動、避難者への生活支援、激甚災害の指定、補正予算編成をはじめ、熊本地震への迅速な対応をいただき感謝申し上げます。また、熊本地震復旧等予備費7,000億円について、地元の要望をしっかりと踏まえ、第一弾及び第二弾の使用を決定いただきました。重ねて感謝申し上げます。

震度7を2回観測した今回の地震により、県内では、判明分だけでも14万棟を超える家屋被害や大規模な土砂災害をはじめとした広範かつ甚大な被害が発生し、私たちが経験したことがない大災害となっています。

熊本地震への対応にこれまで計上した予算額は熊本県だけでも2,821億円にも上り、その地方負担分に対応するために、災害対応や財政調整用の基金は全て枯渇するという、県財政は極めて困難な状況に陥っており、また、熊本市の財政状況にも同様に厳しいものがあります。今後、更に必要となる予算を適切に措置し、復旧・復興を成し遂げていくためには、国の絶大な支援が不可欠です。

先般の国会での補正予算審議の際、安倍総理から「まずは、とにかく躊躇なくしっかりと必要なことを全てやっていただきたい」、「地方自治体が立ち行かなくなる、財政上非常に大きなダメージを被るということは絶対にないようにしていきたい」との答弁をしていただきました。その力強い御発言をしっかりと受け止め、これからも県民・市民のために躊躇なく、必要な対策を講じて参りたいと考えております。

貴省におかれては、特に重要な次の事項について、早急に万全の対策を講じていただき、復旧・復興に立ち上がろうとする被災者や被災地に安心感を与えていただくよう強く要望します。

平成28年6月24日

熊本県知事 蒲島 郁夫

熊本県議会議長 吉永 和世

熊本市長 大西 一史

熊本市議会議長 澤田 昌作

# 医療施設等の災害復旧費についての対象範囲の拡大 及び国庫補助率の嵩上げ等

【厚生労働省】個別項目 9,16,74

## 提案・要望事項

医療施設等の災害復旧費について、対象施設、対象経費の拡大及び民間医療機関の国庫補助率の嵩上げ  
被災した熊本市民病院の移転再建に対する財政支援  
薬局等の復旧・復興についての国庫補助制度の創設

### 【現状・課題等】

#### 1 被害の状況及び総事業費

##### 【医療施設等】

- ・被害状況 453 施設 63,674 百万円（被害額（推計））
- ・総事業費 342 施設 35,898 百万円（H28.6.10 時点）  
（うち国費 22,389 百万円、事業者負担 13,509 百万円）  
熊本市民病院建替 25,100 百万円（うち国費 16,733 百万円、事業者負担 8,367 百万円）含む。

##### 【熊本市民病院】

###### 移転再建に対する支援

- ・新病院建設 約 24,100 百万円
- ・既存病院解体 約 1,100 百万円
- 計 約 25,100 百万円

###### NICU 設置等のための応急復旧に対する支援

- ・既存病院改修 約 250 百万円
- ・医療機器修理ほか 約 10 百万円
- 計 約 260 百万円

##### 【薬局等】

- ・被害状況
 

薬局	115 施設	}	（H28.5.31 時点）
医薬品卸売販売業	34 施設		
医薬品等製造所	29 施設		

- ・総事業費 10,500 百万円（国庫補助率 1/2 以上、事業者負担 1/2 以下を想定）

#### 2 現行制度及び東日本大震災時の対応等

	現行	要望内容	東日本大震災時
( )対象施設の拡大	( )公的医療機関及び政策医療実施の民間医療機関	( )全ての保険医療機関を対象とすること	( )~( )
( )補助対象経費の拡大	( ) -	( )土地の造成費及び取得費を対象とすること	( ) （県独自の事業（全額国庫の地或医療再生基金を活用）にて一部拡大）
( )補助率の嵩上げ	( ) 1/2 （民間医療機関）	( ) 1/2 2/3 （民間医療機関）	

### 3 要望の内容

医療施設等災害復旧補助費の対象施設については、公的医療機関や救命救急センター、在宅当番医制診療所等の政策医療を実施している民間医療機関に限定されています。対象外の民間医療機関についても、少なくとも保険医療機関の適用を受けた医療機関においては、病床機能の分化・連携を推進していく中で、地域医療の役割をそれぞれ担っていることから、対象医療機関に含めることを求めます。

また、今回の被災では、敷地の地割れ、液状化等で施設の復旧に当たり、土地を造成する必要があったり、また、敷地の状況によっては他の土地を取得し移転する必要が生じますが、土地の造成費及び取得費は補助対象経費に含まれていません。医療機関の負担を軽減するため、土地の造成費及び取得費についても補助対象経費とすることを求めます。

さらに、公的医療機関は激甚災害指定の場合、補助率が嵩上げ(1/2 2/3)されるのに対し、民間医療機関にはそうした嵩上げはなく1/2のままです。公民格差を設けることなく、民間医療機関の補助率についても、公的医療機関と同様、嵩上げ(1/2 2/3)することを求めます。

特に、地域の中核であり、建替え等を要する被害を受けた医療機関(病院)や地域に身近な「かかりつけ医機能」を担う医療機関(診療所)については、早期に機能回復し、県民生活を守る必要があることから、手厚い支援を求めます。

こうした内容について、医療施設等災害復旧費の拡充又は東日本大震災と同様、地域医療再生基金の活用等を求めます。

熊本市民病院は今回の地震被災により、建物3棟のうち主要な病院機能を有している南館・北館は、耐震補強しても継続して使用することは、極めて困難であります。

そのため、熊本市では、熊本市民病院の従前の機能を早急に回復する唯一の手段が、移転再建であると判断し、平成30年度までに新たな熊本市民病院の建設を行う方針を発表しました。

熊本市民病院は、三次医療圏(全県)において、総合周産期母子医療センターや第一種感染症指定医療機関等の政策医療を担っており、熊本市民だけではなく、熊本県民の安心・安全の拠点として、早期の再建が求められております。

については、熊本市民病院の移転再建に対する再建財源の確保や移転候補地の用地取得などについては、国の全面的な支援を必要としますので、医療施設等災害復旧費補助金の「原形復旧」要件の緩和による移転再建への適用又は東日本大震災時と同様、地域医療再生基金の積み増し等を求めます。

今回の地震による施設・設備損壊等により業務ができなくなった薬局や医薬品卸売業、医薬品・医療機器製造所等では、現在業務再開に向けて対応しているところですが、建替え等で多額の費用が発生することが見込まれます。

医療施設については、医療施設等災害復旧費による国庫補助制度がありますが、現在、医薬品等の供給を担う薬局等に対する国庫補助制度は設けられておりません。

そのため、被災した全ての薬局等に対して、業務再開に向けた施設・設備の整備についての国庫補助制度の創設を求めます。

# 保健衛生施設等の災害復旧費についての対象範囲の拡大 及び国庫補助率の嵩上げ等

【厚生労働省】個別項目 12

## 提案・要望事項

東日本大震災と同様全ての精神科病院を災害復旧の補助対象とすること、及び民間精神科病院への国庫補助率嵩上げ

第一種及び第二種感染症指定医療機関の災害復旧について、補助対象拡大及び東日本大震災と同様の補助率嵩上げ

民間と畜場の施設・設備の災害復旧に係る補助対象の拡大

## 【現状・課題等】

### 1 被害の状況及び総事業費

#### 【精神科病院等】

- ・被害状況 精神科病院 24 施設、デイケア施設 4 施設
- ・総事業費 28 施設 6,207 百万円（国から民間病院への直接補助）(H28.6.10 時点)

#### 【第一種及び第二種感染症指定医療機関】

- ・被害状況 建物のひび割れ、天井の崩落等
- ・総事業費 1 施設 500 百万円 (H28.6.10 時点)

#### 【民間と畜場】

- ・被害状況 民間と畜場 3 施設及び設備への被害
- ・総事業費 3 施設 2,384 百万円（国庫補助）(H28.6.10 時点)

### 2 現行制度及び東日本大震災時の対応等

	現行	要望内容	東日本大震災時
【精神科病院】 民間病院の国庫補助率の嵩上げ	1/2	1/2 2/3	1/2
【第一種及び第二種感染症指定医療機関】 ( ) 国庫補助率嵩上げ ( ) 補助対象拡大	( ) 1/2 ( ) 新設・増設・改築 ( 移転・新築等)	( ) 1/2 2/3程度 ( ) 新設・増設・改築 ( 移転・新築等)	( ) 1/2 2/3程度 ( ) 復旧
【民間と畜場】 ( ) 補助対象の拡大 ( ) 国庫補助率の嵩上げ	公的と畜場のみ ( ) 民間と畜場は対象外 ( ) 施設0 設備1/2	( ) 民間と畜場も補助対象とする ( ) 施設0 1/2 設備1/2 10/10	( ) 公的と畜場のみ ( ) 施設 0 1/2 設備1/2 10/10 ( 限度3百万円) 民間と畜場については検討されていない

### 3 要望の内容

今回の地震で地域の中核となる民間の精神科病院も甚大な被害を受けており、復旧に向けた費用負担により、病院存続の危機を迎えている病院もあります。地域の中核となる民間病院が廃院するようなことがあれば、本県の精神科医療体制にも大きな支障を来してしまうことになります。このため、東日本大震災時と同様、精神科病院等に対する災害復旧事業については、民間病院を含め、要件を付さずに、全ての精神科病院を補助対象にすることを求めます。

また、公的医療機関に加え、壊滅的な被害を被った民間の精神科病院についても、国庫補助率の嵩上げ(1/2 2/3)を求めます。

第一種及び第二種感染症指定医療機関の災害復旧費国庫補助に係る対象範囲の拡大(移転新築等)を求めます。また、東日本大震災と同様、国庫補助率の嵩上げ(1/2 2/3等)を求めます。

本県のと畜場は、すべて民間設置のと畜場であり、これらの施設は地方公共団体が設置したと畜場と同様、公共的な役割・使命を持ち、衛生的で安全な食肉を生産しています。今回の地震により製造ラインに壊滅的被害を被った民間と畜場は災害復旧事業の対象となっていないため、このままでは復旧が進まず、家畜生産農家を含めた食肉生産体制に大きな支障が生じることが懸念されます。民間と畜場は、本県の食肉生産に必要不可欠な施設であるため、今回、壊滅的な被害を被った民間と畜場の施設・設備についても、災害復旧事業の対象とすることを求めます。

# 社会福祉施設等の災害復旧費についての対象範囲の拡大 及び国庫補助率の嵩上げ等

【厚生労働省】個別項目 17,18

## 提案・要望事項

被災した社会福祉施設等（老人福祉施設、介護保険施設、児童福祉施設、障がい者福祉施設、保護施設）の災害復旧工事費の国庫補助率の嵩上げ  
社会福祉施設等災害復旧費についての国庫補助制度の拡充

### 【現状・課題等】

#### 1 被害の状況及び総事業費

##### 【老人福祉施設・介護保険施設等】

- ・被害状況 545 施設
- ・総事業費 474 施設 24,216 百万円(H28.6.14 時点、地割れ対策、断層上の移転費用等を含む)

##### 【保育所等】

- ・被害状況 502 施設
- ・総事業費 235 施設 3,678 百万円 (H28.6.10 時点、建替・地割れ対策費用等を含む)

##### 【児童養護施設等】

- ・被害状況 9 施設
- ・総事業費 9 施設 398 百万円 (H28.6.10 時点、建替費用等を含む)

##### 【障がい者福祉施設】

- ・被害状況 267 施設
- ・総事業費 176 施設 2,877 百万円 (H28.6.16 時点、設備整備費用等を含む)

##### 【保護施設】

- ・被害状況 2 施設
- ・総事業費 2 施設 23 百万円 (H28.6.15 時点、地割れ対策費用等を含む)

#### 2 現行制度及び東日本大震災時の対応等

		現行	要望内容	東日本大震災時
【老人福祉施設】	国庫補助率の嵩上げ	特養、養護 7/12 老健 1/3 その他 1/2等	7/12 2/3 1/3 2/3 1/2 2/3等	7/12 1/2 2/3等
	補助対象の拡大			
	( )民間事業者等も国庫補助の対象とすること ( )補助対象経費の拡大	( )対象外 ( )対象外	( )民間事業者等への補助対象の拡大等 ( )補助対象の拡大(建て替え、高額備品、地割れ等)	( )震災復興基金で事業化 ( ) -

【児童福祉施設等】	国庫補助率の嵩上げ  補助対象の拡大	保育所等 7/12 児童館等 1/3 児童養護施設 7/12  対象外	7/12 2/3 1/3 1/2 7/12 2/3  建替え、高額備品、地割れ対策、耐震工事、外柵等附属設備補修等の追加	2/3 1/2 2/3  東日本大震災における「社会福祉施設等設備災害復旧費等補助金(子育て関連施設等復旧支援事業分)等」により対象を一部拡大
【障がい者福祉施設】	国庫補助率の嵩上げ  補助対象の拡大	1/2  対象外(設備整備費、応急仮設施設建設)	1/2 2/3  事業再開に必要な設備整備費及び被災した施設の応急仮設施設建設を補助対象に追加	2/3  10/10(設備整備費) 2/3(応急仮設施設建設)
【保護施設】	国庫補助率の嵩上げ  補助対象の拡大	1/2  対象外	1/2 2/3  地割れ対策等の追加	  被災施設なし

### 3 要望の内容

老人福祉施設等の災害復旧について、現行制度では、県及び設置者において復旧費の5/12～2/3の負担が必要となっています。また、施設整備の際に国庫補助を受けていない場合は災害復旧費補助金の対象とならない民間事業者等もあります(例：認知症グループホーム、小規模多機能型居宅介護)。こうした事業者の場合、より多額の負担が生じてしまうため、復旧できない施設が多数生じることが懸念されます。

さらに、老人福祉施設等の復旧に必要な不可欠なものでも補助対象外の費用があり、なかでも、建て替えや高額備品、地割れ対策、耐震工事等が対象外となっていることで、復旧に多額の経費が生じます。

そのため、国庫補助率の嵩上げ(特別養護老人ホーム及び養護老人ホーム:7/12 2/3、その他の施設:1/3～1/2 1/2～2/3)を求めるとともに、補助対象の拡大(建て替え、高額備品、地割れ・沈下対策、耐震工事)を求めます。

東日本大震災時には、激甚法の嵩上げの対象とならない軽費老人ホームについて1/2から2/3への嵩上げが行われているものの、激甚法による嵩上げがなされた特別養護老人ホーム等は7/12に据え置かれています。このため、特別養護老人ホーム等についても国庫補助率を2/3へ嵩上げするよう要望します。

児童福祉施設の災害復旧について、現行制度では、県及び設置者において復旧費の5/12～2/3の負担が必要となっており、多額の負担が生じてしまうため、復旧できない施設が多数生じることが懸念されます。

また、児童福祉施設の復旧に必要な不可欠なものでも補助対象外の費用があり、なかでも、建て替えや高額備品、地割れ対策、耐震工事等が対象外となっていることで、復旧に多額の経費が生じます。

そのため、東日本大震災と同様、国庫補助率の嵩上げ(保育所等:7/12 2/3、児童厚生施設:1/3 1/2)を求めるとともに対象範囲の拡大(建て替え、高額備品、地割れ・沈下対策、耐震工事、外柵等付属設備補修、施設内道路補修、遊具補修等)を求めます。

障がい者福祉施設の災害復旧について、現行制度では、県、設置者ともに復旧費の1/4の負担が必要となっています。また、被災した就労移行支援、就労継続支援などの障害福祉サービス事業所等においては、生産活動の再開に不可欠な設備整備費等が災害復旧費補助金の対象外となっており、多額の負担が生じてしまうため、復旧できない施設が多数生じることが懸念されます。

そのため、東日本大震災と同様、国庫補助率の嵩上げ(1/2 2/3)を求めるとともに対象範囲の拡大(事業再開に必要な設備整備費)を求めます。

保護施設の災害復旧について、現行制度では、県、設置者ともに復旧費の1/4の負担が必要となっています。また、保護施設の復旧に必要な不可欠なものでも補助対象外の費用(地割れ対策等)があり、多額の負担が生じてしまうため、復旧できない施設が生じることが懸念されます。

そのため、国庫補助率の嵩上げ(1/2 2/3)及び社会福祉施設等災害復旧費国庫補助に係る対象範囲の拡大(地割れ対策等)を求めます。

# 被災者の生活再建等を総合的に支援する体制整備についての 全額国庫補助制度の創設

【厚生労働省】個別項目 5,26,72

## 提案・要望事項

東日本大震災と同様、被災者の安心した日常生活を支え、生活再建と自立を総合的に支援する「地域支え合いセンター（仮称）」の設置・運営等についての全額国庫補助制度の創設

東日本大震災と同様、応急仮設住宅における高齢者等のサポート拠点の設置運営等についての全額国庫補助制度の創設

東日本大震災と同様、被災者の中長期的な心のケアを行う「熊本県こころのケアセンター（仮称）」の設置・運営等についての全額国庫補助制度の創設

## 【現状・課題等】

### 1 被害の状況及び総事業費

- 、 【地域支え合いセンター（仮称）】 【応急仮設住宅における高齢者等サポート拠点】
  - ・被害状況 14万棟を超える家屋被害等により、多数の被災者が今後の生活再建に対する不安と課題を抱える状況。
  - ・総事業費
    - 【地域支え合いセンター（仮称）】  
6,104百万円（全額国庫）（平成28年度～平成32年度）
    - 【応急仮設住宅における高齢者等サポート拠点】  
1,961百万円（全額国庫）（平成28年度～平成32年度）  
応急仮設住宅の増設に伴い、事業費が増額する可能性あり。
    - 【熊本県こころのケアセンター（仮称）】
  - ・被害状況 被災地における被災者が被災とその後の生活ストレス等により精神的健康にダメージを負っている状況。
  - ・総事業費 281百万円（全額国庫）（平成28年度～平成32年度）

### 2 現行制度及び東日本大震災時の対応等

	現行	要望内容	東日本大震災時
、 国庫補助制度の創設		10/10	10/10 （既存制度の拡充含む）
国庫補助制度の創設		10/10	10/10 （補助金及び基金）

自立支援対策臨時特例基金

### 3 要望の内容

今回の地震による被災者が、安心した日常生活を取り戻し、生活再建と自立を達成するためには、被災者の状況に応じた見守りや健康支援、生活支援、地域交流等、総合的な支援体制を構築する必要があります。

このため、東日本大震災と同様、被災者に対する総合的な支援を行う「地域支え合いセンター（仮称）」の設置・運営等についての全額国庫補助制度の創設を求めます。

今回の地震により、応急仮設住宅が建設され、多数の高齢者が応急仮設住宅に入居を予定している状況であり、長期的に、被災された在宅高齢者等の生活再建支援等を進めていく必要があります。

しかし、現行制度では、被災した高齢者の総合相談、生活支援等を行う総合的な機能を有するためのサポートを行う制度がありません。

そのため、東日本大震災と同様に、専門職種等の相談員による相談・生活支援等を行うサポート拠点の設置等についての全額国庫補助制度の創設を求めます。

被災地では、PTSD症状の長期化、生活への不安等も重なり、うつ病や不安障がい等が増大することが考えられ、精神疾患に関する相談支援や被災者の訪問支援、心の健康に関する普及啓発など、被災者等の中長期的な心のケアを行う「熊本県こころのケアセンター（仮称）」の設置が必要です。

そのため、新潟中越地震や東日本大震災時と同様に、センターの設置・運営に係る費用についての全額国庫補助制度の創設を求めます。

# 国民健康保険及び後期高齢者医療制度並びに 介護保険制度における減免措置に係る財源措置

【厚生労働省】個別項目 34,31

## 提案・要望事項

東日本大震災と同様、被災した国民健康保険及び後期高齢者医療の被保険者の保険料（税）を減免することによる市町村の負担に対し、国による補てん  
東日本大震災と同様、介護保険料・サービス利用料の減免及び食費・居住費の自己負担額の減免に係る県・市町村の負担増についての国庫補助制度（10割補助）の創設

### 【現状・課題等】

#### 1 被害の状況及び総事業費

##### 【国民健康保険及び後期高齢者医療制度】

- ・総事業費 43,800 百万円（事業年度を5年間と想定。H26 保険料（税）調定額から推計）  
罹災証明等により減免対象者を特定するため、現時点で正確な事業費は不明。

##### 【介護保険】

- ・総事業費 22,773 百万円（事業期間を2年間と想定。H23 宮城県の実績から推計）  
罹災証明等により減免対象者を特定するため、現時点で正確な事業費は不明。  
実施（予定）市町村数：39 市町村（H28.6.9 時点）

#### 2 現行制度及び東日本大震災時の対応等

	現行	要望内容	東日本大震災時
保険料（税）減免に対する国の財源措置	8/10 （ただし、保険料（税）減免額が保険料必要総額の3%以上（後期は1%以上）となった場合のみ。 H28.6.9付け事務連絡にて撤廃）	8/10 10/10	10/10
( ) 国庫補助割合嵩上げ （介護保険料・サービス利用料の減免に係る負担増）	( ) 8/10	( ) 8/10 10/10	( ) 10/10
( ) 補助制度創設 （食費・居住費の自己負担額の減免に係る負担増）	( )	( ) なし 10/10	( ) 10/10 特措法の制定

### 3 要望の内容

今回の地震により一部の市町村においては壊滅的な被害を受け、県内の被災者も多数となっています。

それに伴い生活に困窮する場合も生じることが見込まれ、被災者からの申請等に基づく国民健康保険及び後期高齢者医療制度における保険料（税）の減免額が極めて多額になると見込まれることから、東日本大震災と同様、国による補てんを求めます。

市町村が、被災者に対し免除する介護保険サービス利用料や介護保険料が多額となることが見込まれます。

しかし、現行制度では、減免した介護保険サービス利用料等の一部にしか交付金等の財政支援制度はありません。

そのため、東日本大震災と同様、被災者の介護保険利用料・保険料の減免及び食費・居住費の自己負担額の減免に係る市町村・県の負担増についての国庫補助制度の創設を求めます。

# 水道施設の災害復旧費等に係る財政措置の拡充

【厚生労働省】個別項目 51

## 提案・要望事項

水道施設の災害復旧について、東日本大震災と同様の国庫補助率嵩上げ

防災の観点からの水道施設耐震化についての国庫補助事業費の確保等及び国庫補助率の嵩上げ

### 【現状・課題等】

#### 1 被害の状況及び総事業費

- ・被害状況：最大 40 万戸断水（現在も西原村、南阿蘇村、御船町で断水あり）
- ・総事業費（H28.5.31 時点）11,800 百万円（災害復旧分）

#### 2 現行制度及び東日本大震災時の対応等

	現行	要望内容	東日本大震災時
災害復旧国庫補助率嵩上げ	2/3	2/3 8/10～9/10	8/10～9/10
耐震化補助事業費の確保・国庫補助率の嵩上げ	H28年度内示率 64% 補助率 1/4～1/2	内示率 100% 補助率 1/2以上	

#### 3 要望の内容

今回の地震により、極めて重要なライフラインである水道施設（配水池、送水管等）が、20 市町村において破損し、最大で約 40 万戸が断水となりました。被災した市町村では、復旧には少なくとも約 118 億円（H28.5.31 現在）が必要と見込まれます。

しかし、水道施設の災害復旧費に対し、現行制度では 1/2（今回の地震が激甚災害に指定されたことで 2/3）の国庫補助がありますが、復旧には 118 億円を超える多額の費用を要し、地方負担が過大となります。

そのため、東日本大震災と同様、水道施設の災害復旧についての国庫補助率の嵩上げ（2/3 8/10～9/10）を求めます。

本県の水道設備は、11.3%の管路が設置から 40 年以上経過しており、老朽化に伴い今も継続する余震によりライフラインが再び断たれる懸念があります。

しかし、現行の補助事業の規模では、要望に対し内示率が 64%であり、十分な耐震化を進めることができていない状況（耐震適合率 25.4%）であり、早急な対応が必要です。

そのため、水道施設の耐震化についての国庫補助事業費の確保を求めるとともに、耐震化をより促進できるよう国庫補助率の嵩上げ（1/4～1/2 1/2 以上）を求めます。

# 被災した中小企業等における雇用維持等についての国庫補助制度の創設等

【厚生労働省】個別項目 53,62

## 提案・要望事項

被災した企業・事業者等が休業に追い込まれることを防ぐため、東日本大震災を踏まえた雇用調整助成金制度や雇用保険失業給付制度の更なる拡充

被災事業者等に対する奨励金交付等の自由度の高い、東日本大震災を踏まえた新たな雇用関連交付金制度の創設

## 【現状・課題等】

### 1 被害の状況及び総事業費

- ・被害状況：製造業、商業・サービス業、観光業の直接被害額 8,200 億円（推計）  
熊本労働局への相談件数 16,894 件（H28.5.31 まで）
- ・総事業費 60,846 百万円

### 2 現行制度及び東日本大震災時の対応等

	現行	要望内容	東日本大震災時
雇用調整助成金の支給日数の延長	100日	100日 300日等	300日
雇用調整助成金の遡及適用期間の延長	H28.7.20まで (地震発生H28.4.14)	更なる延長	H23.6.16 (地震発生H23.3.11)
雇用保険失業給付の支給期間の延長	延長なし	延長なし 120日等の延長	120日延長 (被害が大きい地域は 210日延長)
雇用保険失業給付を特例措置により受給した場合の被保険者期間非通算の廃止	非通算	非通算の廃止	
以下の事業等を実施するため、新たな雇用関連交付金制度の創設 ア) 奨励金交付 イ) アドバイザー派遣 ウ) 在職出向 エ) UIJターン オ) 被災離職者等雇用	-	総額60,846百万円の交付金の創設 ア) 60,200百万円 イ) 25百万円 ウ) 75百万円 エ) 46百万円 オ) 500百万円	緊急雇用創出事業臨時特例交付金 ア) 事業復興型創出事業

### 3 要望の内容

今回の地震により、多くの企業・事業者が休業を余儀なくされています。営業再開の目途さえ立っていない企業・事業者も多く、雇用の維持が喫緊の課題となっています。

国が実施する雇用調整助成金制度及び雇用保険失業給付制度においては、今回の地震に伴う支援策として、支給要件の緩和等の措置がなされているところですが、今後、被災した企業・事業者が休業に追い込まれることを防ぐためには、そうした支援策の積極的な活用を促す必要があります。

そのため、雇用調整助成金制度及び雇用保険失業給付制度の更なる拡充（支給限度日数の延長等）を求めます。

全国的に有効求人倍率が高止まりする中、今回の地震により、県内では多くの企業が被災したため、求人の減少や解雇、給与カット等による人材の県外流出が予想され、また、震災からの復旧、復興を進めるためには、人材の確保が必要となりますが、被災した県内企業は体力が落ちており、十分な人材を確保することは困難と思われます。

そのため、給与等の雇用環境の改善を図ることにより、優良な人材を県内外から確保できるよう、東日本大震災の際に実施された「事業復興型雇用創出事業」のように、被災した事業所等に対し雇用に関する奨励金を交付する事業の実施が必要です。

また、雇用維持のためのアドバイザー派遣や出向促進、県外からのU I Jターンや離職者の雇用を促進する事業等を併せて実施するため、自由度の高い新たな雇用関連交付金制度の創設を求めます。

# 平成28年熊本地震からの 復旧・復興に係る重点要望

平成28年6月  
熊本県・熊本市

国におかれては、これまで、被災者の救助活動、避難者への生活支援、激甚災害の指定、補正予算編成をはじめ、熊本地震への迅速な対応をいただき感謝申し上げます。また、熊本地震復旧等予備費7,000億円について、地元の要望をしっかりと踏まえ、第一弾及び第二弾の使用を決定いただきました。重ねて感謝申し上げます。

震度7を2回観測した今回の地震により、県内では、判明分だけでも14万棟を超える家屋被害や大規模な土砂災害をはじめとした広範かつ甚大な被害が発生し、私たちが経験したことがない大災害となっています。

熊本地震への対応にこれまで計上した予算額は熊本県だけでも2,821億円にも上り、その地方負担分に対応するために、災害対応や財政調整用の基金は全て枯渇するという、県財政は極めて困難な状況に陥っており、また、熊本市の財政状況にも同様に厳しいものがあります。今後、更に必要となる予算を適切に措置し、復旧・復興を成し遂げていくためには、国の絶大な支援が不可欠です。

先般の国会での補正予算審議の際、安倍総理から「まずは、とにかく躊躇なくしっかりと必要なことを全てやっていただきたい」、「地方自治体が立ち行かなくなる、財政上非常に大きなダメージを被るということは絶対にないようにしていきたい」との答弁をしていただきました。その力強い御発言をしっかりと受け止め、これからも県民・市民のために躊躇なく、必要な対策を講じて参りたいと考えております。

貴省におかれては、特に重要な次の事項について、早急に万全の対策を講じていただき、復旧・復興に立ち上がろうとする被災者や被災地に安心感を与えていただくよう強く要望します。

平成28年6月24日

熊本県知事 蒲島 郁夫

熊本県議会議長 吉永 和世

熊本市長 大西 一史

熊本市議会議長 澤田 昌作

# 熊本ものづくり産業等の創造的復興に対する優遇制度の創設

【経済産業省】個別項目 7,10,11,12

## 提案・要望事項

サプライチェーンの復旧支援及び新たな企業誘致のための立地補助金の創設

工場耐震化の取り組みをモデル的に推進する国庫補助制度の創設

### 【現状・課題等】

#### 1 被害の状況及び総事業費

##### ・被害状況

製造業（大企業）の被害額（推計）は、6,030億円。

県製造品出荷額の約6割を占める誘致企業にも被害が及び、中でも被害が甚大だった上益城、阿蘇、熊本、菊池地域はサプライチェーンに支えられた製造業の集積地でもあり、4地域における製造品出荷額は県全体の6割を占める。

##### ・総事業費

66,400百万円 今後3年間

3,300百万円

#### 2 現行制度及び東日本大震災時の対応等

	現行	要望内容	東日本大震災時
国庫補助制度の創設		国庫補助制度創設	立地補助金 (国直接補助)
国庫補助制度の創設		国庫補助制度創設	

#### 3 要望の内容

今回の地震により、県製造品出荷額の約6割を占める誘致企業にも被害が及び、なかでも被害が甚大だった上益城、阿蘇、熊本、菊池地域はサプライチェーンに支えられた製造業の集積地でもあり、4地域における製造品出荷額は県全体の6割を占めています。

被災企業は、サプライチェーンの中核を担う企業が多く、日本各地にわたるグループ工場で一時的に代替生産を行いチェーンをつないでいます。

本県経済復興と雇用維持の観点から、他県での代替生産を県内に回帰させ、サプライチェーンを維持する企業にインセンティブを与える国庫補助制度の創設を求めます。

また、雇用に大きな被害が生じた地域の雇用創出、震災で冷え込むと予想される企業誘致活性化の切り札とするため、企業立地促進補助金の創設を求めます。

企業の事業継続計画（BCP）計画策定と工場耐震化は重要な課題となっています。

BCPの一層の普及を通じた創造的復興を果たすため、計画を策定した県内立地企業の耐震化の取り組みをモデル的に支援する国庫補助制度の創設を求めます。

また、「災害に強い産業基盤づくり」に積極的に関与し、企業が安心して持続的な事業活動が展開できる支援体制を整備するため、県有工業団地（菊池テクノパーク）を「モデル耐震工業団地」と位置付け、新規立地又は代替地として立地する企業のインセンティブ策として、工場建屋・設備の耐震化に係る経費の一部支援するための国庫補助制度の創設を求めます。

# 被災企業に対する販路開拓や復興支援及び消費喚起に係る国庫補助制度の創設

【経済産業省】個別項目 8,13,16,41

## 提案・要望事項

東日本大震災と同様のビジネス商談会や展示会出展等を通じた企業の販路開拓支援  
 東日本大震災と同様の中小企業等グループ補助金の次年度以降の継続等  
 プレミアム付き商品券等の消費喚起事業に取り組むための国庫補助制度の創設

### 【現状・課題等】

#### 1 被害の状況及び総事業費

##### ・被害状況

県内小売、観光事業者の被災により、多数の特産品製造事業者が県内での販路を失っている。  
 県内商工業の設備、建物等の被害額は8,200億円と推計され、その甚大な被害から復旧・復興を果たすためには、単年度ではなく複数年にわたる支援措置が必要である。  
 被害が甚大であると思われる熊本県内22市町村内に所在する「商業・サービス業」の建物、内装、設備の被害額は、1,640億円と推計される。  
 事業者はこのような復旧に多額の経費を要する中、来街者の減少等により売上げも減少しており、大変厳しい経営を強いられている。

##### ・総事業費

民間団体等への直接委託 50百万円×5か年  
 H28 予備費措置額 400億円、東日本大震災の実績約3,000億円（国費ベース）  
 【参考】平成27年度消費喚起事業交付決定額  
 熊本県分2,039百万円、熊本県内市町村分3,151百万円

#### 2 現行制度及び東日本大震災時の対応等

	現行	要望内容	東日本大震災時
「中小企業の地域産品販路開拓等支援事業」の創設	-	50百万円×5か年 (国から民間への直接委託)	H23年度 3次補正で措置
中小企業等グループ補助金の次年度以降の継続等	-	次年度以降の事業実施に必要な予算額確保及び本年度予算の繰越等柔軟な対応	H23年度から現在も継続実施中
プレミアム付き商品券等の消費喚起事業に取り組むための国庫補助制度の創設	-	被災した商店街等の復興を進め、賑わいを回復するための消費喚起事業に対する支援	-

#### 3 要望の内容

熊本地震復旧等予備費第一弾により、小規模事業者が商工会等と一体となって取り組む販路開拓や生産性向上を支援する「小規模事業持続化補助金」は被災地枠が新設され、限度額を拡大されました(50万円 200万円)。

しかし、震災の影響により小規模事業者のみならず中小企業も、既存の販売ルートやマーケットを喪失しており、新たな販路確保の支援が必要です。

そのため、東日本大震災の際創設された「中小企業の地域産品販路開拓等支援事業(大都市圏で、大規模展示・販売会の開催)」の創設を求めます。

今回の地震により被災した多くの企業・事業者にとって、東日本大震災時と同様に措置されたグループ補助金を活用した復旧整備事業の実施は、本県経済の復興にとって、極めて有効な施策であり、事業者の期待も非常に高い状況です。

しかし、現在も余震が続く不安の中、様々な課題を抱える事業者にとって、復興事業計画の策定や事業実施に時間を要する場合も考えられ、事業者の方々からは、次年度以降も事業が実施できるようにしてほしい、予算を十分に確保してほしいとの要望が強く寄せられています。

そのため、東日本大震災の際と同様に、複数年にわたり事業実施ができるよう万全の予算措置等を求めます。

今回の地震により、多くの企業・事業者が店舗や事務所等に甚大な被害を受けています。特に、商店街等においては、店舗の損壊等により休業を余儀なくされているところもあるなど、深刻な影響を受けています。

このような状況を踏まえ、プレミアム付き商品券の発行等により消費を喚起し、復興を進め賑わいの回復を図る必要があります。

そのため、プレミアム付き商品券等の消費喚起事業に取り組むための国庫補助制度の創設を求めます。





# 平成28年熊本地震からの 復旧・復興に係る重点要望

平成28年6月  
熊本県・熊本市

国におかれては、これまで、被災者の救助活動、避難者への生活支援、激甚災害の指定、補正予算編成をはじめ、熊本地震への迅速な対応をいただき感謝申し上げます。また、熊本地震復旧等予備費7,000億円について、地元の要望をしっかりと踏まえ、第一弾及び第二弾の使用を決定いただきました。重ねて感謝申し上げます。

震度7を2回観測した今回の地震により、県内では、判明分だけでも14万棟を超える家屋被害や大規模な土砂災害をはじめとした広範かつ甚大な被害が発生し、私たちが経験したことがない大災害となっています。

熊本地震への対応にこれまで計上した予算額は熊本県だけでも2,821億円にも上り、その地方負担分に対応するために、災害対応や財政調整用の基金は全て枯渇するという、県財政は極めて困難な状況に陥っており、また、熊本市の財政状況にも同様に厳しいものがあります。今後、更に必要となる予算を適切に措置し、復旧・復興を成し遂げていくためには、国の絶大な支援が不可欠です。

先般の国会での補正予算審議の際、安倍総理から「まずは、とにかく躊躇なくしっかりと必要なことを全てやっていただきたい」、「地方自治体が立ち行かなくなる、財政上非常に大きなダメージを被るということは絶対にないようにしていきたい」との答弁をしていただきました。その力強い御発言をしっかりと受け止め、これからも県民・市民のために躊躇なく、必要な対策を講じて参りたいと考えております。

貴省におかれては、特に重要な次の事項について、早急に万全の対策を講じていただき、復旧・復興に立ち上がろうとする被災者や被災地に安心感を与えていただくよう強く要望します。

平成28年6月23日

熊本県知事 蒲島 郁夫

熊本県議会議長 吉永 和世

熊本市長 大西 一史

熊本市議会議長 澤田 昌作

# 地震発生により必要になった単独費に対する財政支援

【国土交通省】個別項目 3, 8, 17, 24, 28, 31, 32, 33, 39, 43, 45, 47, 54, 55, 94

## 提案・要望事項

地震に伴う緊急点検費に対する財政支援（道路、橋りょう、河川、砂防、港湾、下水道、都市公園等で実施）  
 災害復旧に向けた調査設計費に対する財政支援  
 災害復旧の補助採択に至らない災害の復旧費等に対する財政支援（流木、土砂、落石、迂回路の舗装等）

## 【現状・課題等】

### 1 被害の状況及び総事業費

- 被害状況 道路、河川、砂防、港湾、海岸、下水道、都市公園といった公共土木施設等が3,300箇所以上と広範に被災し、被害額は約1,900億円に及んでいる（H28.6.15時点）。この地震に伴い、二次被害防止等のため緊急点検を単独費で実施している。
- 総事業費（H28.5.31時点見込）  
11,535百万円

### 2 現行制度及び東日本大震災時の対応等

	現行	要望内容	東日本大震災時
地震に伴う緊急点検費に対する財政支援	なし 現行制度（社会資本整備総合交付金）での対応が可能と判断された場合1/3、1/2	国庫による財政支援（現行制度での対応となる場合は補助率嵩上げ等）	地方負担に震災復興特別交付税を充当
災害復旧に向けた調査設計費に対する財政支援	なし又は災害査定額に応じた上限設定あり 対象事業によって異なる	国庫による財政支援又は補助率嵩上げ等	地方負担に震災復興特別交付税を充当
災害復旧の補助採択に至らない災害の復旧費等に対する財政支援	なし 現行制度（社会資本整備総合交付金等）での対応が可能と判断された場合1/3、1/2	国庫による財政支援（現行制度での対応となる場合は補助率嵩上げ等）	-

### 3 要望の内容

今回の地震により、道路、橋りょう、河川、砂防、港湾、下水道及び都市公園施設等の公共土木施設等が広範に被災し、二次被害の防止等のため、緊急点検を行いました。

しかし、現行制度では、地震発生により必要になった緊急点検費に対する国庫補助制度はなく、地方負担が過大となっています。

そのため、地震に伴う緊急点検費に対する国の財政支援を求めます。

今回の地震により、被災した公共土木施設の復旧のために、県、市町村を合わせ3,300箇所以上もの調査設計を行う必要があります。

激甚災害については、この調査設計に要した額が国庫補助の対象となっていますが、災害査定額に応じた上限が設定されており、要した費用と比較して十分な財政措置がなされないことが想定されます。また、都市公園施設等については国庫補助の対象となっておらず、多大な地方負担が必要となっています。

そのため、調査設計に要した額に応じた国庫補助制度の拡充を求めます。

今回の地震により、道路、橋りょう、河川、砂防、港湾、下水道及び都市公園施設等において様々な被害が発生しており、これらの災害復旧には多大な費用を要します。

しかし、現行制度では、流木や土砂の除去などで災害復旧の補助採択に至らないものや、迂回路の舗装補修、落石の除去、いわゆる「のみ災」、都市公園の記念碑・植栽、港湾施設などで補助対象とならないものがあり、地方負担が過大となっています。

そのため、災害復旧の補助採択に至らない災害の復旧費等に対する国の財政支援を求めます。

# 甚大な宅地被害の早期復旧や危険地域からの移転促進 のための制度拡充及び新制度の創設

【国土交通省】個別項目 49,50,51,58,62,64,追加,追加

## 提案・要望事項

東日本大震災同様、造成宅地滑動崩落緊急対策事業の創設  
 新たな液状化対策事業の新規創設  
 被災宅地復旧促進事業（公共施設との一体的な整備を行う事業）の新規創設  
 東日本大震災同様、防災集団移転促進事業の国庫補助率の嵩上げ及び制度拡充  
 土砂災害特別警戒区域等の危険地域からの移転促進のための制度の新規創設

## 【現状・課題等】

### 1 被害の状況及び総事業費

- ・被害状況 熊本都市圏及び阿蘇地域を中心に、がけや擁壁の崩壊、液状化、亀裂・陥没といった様々な宅地被害が多数発生
- ・総事業費（H28.6.16時点見込）  
36,500百万円（事業を実施できるか不確定なものを含む。）

### 2 現行制度及び東日本大震災時の対応等

	現行	要望内容	東日本大震災時
造成宅地滑動崩落（地すべり等）対策	1/4 （大規模盛土造成地滑動崩落防止事業）	東日本大震災と同様、造成宅地滑動崩落緊急対策事業の創設 ・1/4 1/2 ・採択要件の緩和	1/4 1/2 <sup>1</sup> （造成宅地滑動崩落緊急対策事業）
液状化対策	1/4 （宅地液状化防止事業）	補助対象要件を緩和した新制度の創設 ・1/4 1/2 ・家屋数の緩和 等	1/4 1/2 <sup>1</sup> （市街地液状化対策事業）
被災宅地対策	-	公共事業と隣接宅地等が一体となった整備事業の新制度の創設 ・1/2	-
防災集団移転促進	3/4 （防災集団移転促進事業）	東日本大震災と同様の制度拡充 ・住宅団地の規模要件の緩和 ・移転者の住宅建設費用に対する助成 等	・住宅団地の規模要件の緩和 10戸以上 5戸以上 ・移転者の住宅建設費用に対する助成 等 <sup>1</sup>
土砂災害特別警戒区域等の危険地域からの移転促進	-	「熊本県土砂災害危険住宅移転促進事業 <sup>2</sup> 」並みの新制度の創設	-

1 東日本大震災時には、復興交付金及び震災復興特別交付税が交付された。

2 熊本県土砂災害危険住宅移転促進事業とは・・・

土砂災害特別警戒区域に居住する住民の移転促進のため、1戸当たり最大300万円を補助

### 3 要望の内容

今回の地震により、住宅宅地の擁壁等の転倒や崩壊、クラックの発生など多数の住宅擁壁等の被害とともに、住宅団地内における盛土部の地すべりが発生しています。このまま放置すれば、次期降雨や余震等により被害が拡大し、周辺の住家及び各種公共施設等に甚大な被害が生ずる恐れがあります。

しかし、現行制度の大規模盛土造成地滑動崩落防止事業は採択要件が厳しく、また、国庫負担率も1/4と低く、地方負担が過大となります。

そのため、東日本大震災と同様、造成宅地滑動崩落緊急対策事業の創設を求めます。

今回の地震により、液状化による宅地への大規模な被害が地域に散在しています。

現行制度の宅地液状化防止事業や東日本大震災時に創設された市街地液状化対策事業は、区域面積や家屋数等の対象要件が大規模な一団の土地を想定したものとなっており、今回の地震で顕著にみられる、地域に散在する液状化宅地を対象とすることはできません。

また、現行の交付率では個人や地方の負担が過大になり、多くの液状化宅地を抱える地域においては、事業実施が困難な状況です。

そのため、今回の震災を踏まえた新たな液状化対策事業の創設を求めます。

今回の地震により、大規模な宅地被害が発生しています。(H28.6.7 現在の被災宅地危険度判定調査の結果では、2,500件以上が「危険」判定)

しかし、現在は、公共施設に影響を及ぼす宅地被害であっても国庫補助制度の対象とならない場合が多くあり、個人や地方の負担が過大になることなどから放置され、今後の災害による公共施設への被害が拡大する恐れがあります。東日本大震災時に創設された事業でも対応できない、擁壁の崩壊や地盤陥没・段差といった宅地被害が今回の地震では顕著にみられます。

そのため、公共施設の安全対策を推進すべく、公共施設と隣接宅地等との一体的整備を行う、被災宅地復旧促進事業の創設を求めます。

今回の地震により、多数の家屋が倒壊し、多くの住民が同じ場所で再び暮らすことが困難と考えられる区域が存在しています。

しかし、現行の国庫補助率及び補助対象限度額、補助対象要件では、地方負担が極めて過大になります。

そのため、確実な対応を可能とし、県民の安全・安心を確保するため、現行国庫補助率の更なる高上げや、住宅団地の規模要件の緩和、補助対象施設の拡大、移転者の住宅建設費用に対する助成など東日本大震災と同様の制度の拡充を求めます。

今回の地震により、土砂災害危険区域に存在する家屋についての危険性が高まっています。熊本県では、土砂災害特別警戒区域内に存する家屋に関して、移転を促すため県単独投資による補助制度を創設しています。

今般の地震を契機に、危険地区からの移転を検討する動きもみられ、特に震度5以上を観測した市町村においては、申請が増加する可能性があり、県費での対応が困難となることが想定されます。

そのため、県民の安全・安心を確保するため、危険区域からの移転促進のための新たな国庫補助制度の創設を求めます。

要望項目 49「災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業及び災害関連地域防災がけ崩れ対策事業の対象要件の特例緩和措置」につきましては、本県の要望を実現していただきました。

# 熊本城の早期復旧に向けた支援

【国土交通省】個別項目 27

## 提案・要望事項

熊本城のシンボルである天守閣など優先的に取り組むべき再建・復元建造物等の復旧に向けた特段の支援

### 【要望の概要】

熊本城の復旧は、県民・市民の震災復興においても象徴となるものであり、今後の復興に向けた取り組みを進めていくうえで心をひとつにできる目標となるものですが、その復旧に向けては、長きに亘る歳月と莫大な費用を要するほか、高い専門知識・技術を要することから、被災自治体のみで復旧を進めていくことは非常に困難な状況にあります。

そのため、熊本城のシンボルである天守閣や飯田丸五階櫓、本丸御殿など、これまで復元整備計画等に基づき再建・復元してきた建造物についても、熊本市が主体的に復旧・復興に取り組んでいく中で、引き続き技術的支援をいただくとともに、多額の経費を要することから、災害復旧事業等の国庫補助について特段の財政支援を求めます。

# 地域公共交通の早期復旧に向けた支援

【国土交通省】個別項目 82,83,84

## 提案・要望事項

第三セクター鉄道である南阿蘇鉄道の災害復旧に対する国庫補助率嵩上げ等、東日本大震災における三陸鉄道と同様の支援の実施

路線バス事業者の施設・車両被害に対する国庫補助制度の創設及び被災地域の公共交通確保のための被災地特例の創設

### 【現状・課題等】

#### 1 被害の状況及び総事業費

- ・被害状況 立野地区を中心に橋梁損壊、トンネル亀裂多数等。(全線運行見合わせ中)
  - ・運賃減収 110 百万円(単年度分)
  - ・総事業費 未定(復旧費用は、地質地盤等の調査(約180百万円)を行ったうえで算定)
- (1) 路線バス事業者の施設被害(5月末時点)  
 施設被害: 246 百万円(営業所等21施設、共同利用のバスケーソンシステムが損傷)  
 車両被害: 2 百万円(7台)
- (2) 路線バス事業者の運賃減収(5月末時点)  
 運賃減収額(幹線系統分): 約3億円(県内4社合計、4~5月分前年比、今後も拡大の見込)
- (3) 被災地域内の公共交通確保に係る経費(仮設住宅関係)  
 地域内輸送に必要な額: 320 百万円(16市町村)

#### 2 現行制度及び東日本大震災時の対応等

		現行	要望内容	東日本大震災時
	災害復旧事業費国庫補助率嵩上げ	1/4	1/4 1/2(自治体負担1/2 交付税等財政支援措置)	1/2(自治体負担1/2 震災復興特別交付税措置)
	災害復旧調査費の国庫補助制度創設	-	災害復旧調査費の国庫補助制度創設	国が直接、調査を実施。
	運賃減収損失補てん制度の創設	-	運賃減収損失補てん制度の創設	なし
(1)	施設・車両復旧補助制度の創設	-	施設・車両復旧補助制度の創設	なし
(2)	地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の補助要件の緩和・補助対象経費の拡充(被災地特例)	要件 ・路線バスのみ対象 ・輸送量15人以上 対象経費 ・赤字額の1/2が対象(上限額あり)	要件緩和 ・貸切バス等の対象化 ・輸送量下限なし 対象経費拡充 ・上限額なし ・地震による大幅な減収額の対象化	要件緩和 ・貸切バス等の対象化 ・輸送量下限なし 対象経費拡充 ・上限額なし (仮設住宅経由系統のみ)
(3)	地域公共交通調査事業における補助制度の創設(被災地特例)	-	被災地の地域内輸送に対する定額補助	被災地の地域内輸送に対する定額補助(35百万円~)

### 3 要望の内容

南阿蘇鉄道は、沿線地域の日常の交通手段として、また、トロッコ列車が運行される観光資源としても大変重要な路線です。

今回、立野地区を中心に線路や橋梁・トンネル等に甚大な被害を受けており、全線復旧には、かなりの費用と期間を要する見込みです。

南阿蘇鉄道は経営基盤がきわめて脆弱であり、強力な支援が不可欠です。

現行制度では、第三セクター鉄道施設の復旧費として、国庫補助制度は1/4であり、さらに、運賃減収分の損失補てんや災害復旧調査費についても支援制度がない状況です。

そのため、東日本大震災における三陸鉄道と同様、国庫補助率の嵩上げ(1/4 1/2)等による財源措置等支援の実施を求めます。また、運賃減収分の損失補てんや災害復旧調査費についての国庫補助制度の創設を求めます。

(1)今回の地震により、県内の路線バス事業者においては、営業所等の施設や車両に被害が出ているほか、共同で利用しているバスロケーションシステムが損傷し、稼動不能の状況にあります。

元々経営状況の厳しい路線バス事業者にとって、これらの被害は大きな負担であり、今後の路線維持・事業存続をも脅かすものであることから、被災施設・車両の復旧・更新に対する国庫補助制度の創設を求めます。

(2)地震発生以降の運休・減便、利用者の減少等により、県内6事業者の幹線系統について、合計で少なくとも前年比約3億円(5月末現在)の運賃収入の減少が生じています。各事業者は、余震が続き利用者が見込めない中であっても、公共交通機関としての役割を果たすべく、早期に運行を再開し、現在はほとんどの路線が通常運行しております。しかしながら、主に熊本都市圏で今なお解消されていない深刻な交通渋滞にバスが巻き込まれており、定時性が確保できていないことなどから、利用者数がなかなか回復せず、運賃減収は今後も拡大する見込みです。

元々経営状況の厳しい路線バス事業において、これらの被害は沿線自治体の補助金負担の増加にも繋がり、ひいては今後の路線維持・事業存続をも脅かすものであることから、被災地特例として、地域間幹線系統確保維持費国庫補助金における補助対象要件の緩和並びに地震による大幅な減収額の補てんを含む補助対象経費の拡充を求めます。

(3)今回の地震に伴い、県内16市町村65箇所(6月13日現在)で仮設住宅の建設が進んでいるところですが、こうした地域においては、被災前の公共交通網で仮設住宅入居者の移動手段を十分にカバーすることが難しく、路線バスや乗合タクシー等の経路の新設又は変更等が必要となるケースが生じております。また、被災者の移動ニーズは、今後復興の段階によって変化していくことから、適宜運行経路や便数等を見直す必要があります。

このようなニーズに対して、その費用を地元負担のみでまかなうことは極めて困難な状況であるため、東日本大震災時と同様に、地域公共交通調査事業の被災地特例として、復興の段階に応じた柔軟な地域内輸送を行う市町村等に対する補助制度の創設を求めます。

# 阿蘇くまもと空港ターミナルビル復旧への支援

【国土交通省】個別項目 80

## 提案・要望事項

国内外からのゲートウェイ“阿蘇くまもと空港”における重要な公共施設である空港ターミナルビルの復旧について、国による全面支援の実施

### 【現状・課題等】

#### 1 被害の状況及び総事業費

- ・被害状況：天井の落下、躯体の損傷（主に増築部分）壁に多数の亀裂 など（一部搭乗口、飲食店、ふれあい広場など立入禁止区域あり）
- ・総事業費：現在、概算額を積算中。今後、復旧の手法等について、熊本空港ビルディング（株）など関係機関と検討していく予定。

#### 2 現行制度及び東日本大震災時の対応等

	現行	要望内容	東日本大震災時
国による全面支援	-	国による全面支援	無利子貸付の特別措置（8/10）

#### 3 要望の内容

今回の地震により、益城町にある阿蘇くまもと空港ターミナルビルが損壊し、特に国内線ターミナルビルでは、一部天井の落下、躯体の損傷（主に増築部分）壁の多数の亀裂など多大な損傷を受けました。

国内線については、応急復旧により旅客動線が確保され、4月19日に一部運航が再開、6月2日から地震前の全便の運航が再開され、国際線においては、6月3日から3路線中、台湾高雄線のみ運航が再開されたところです。

しかしながら、損傷がひどく立入りを制限している箇所が複数あり、全面復旧の目処はたっておりません。

そのため、国内外からのゲートウェイ“阿蘇くまもと空港”における重要な公共施設である空港ターミナルビルについて、早期に復旧できるよう、国による全面支援を求めます。



# 平成28年熊本地震からの 復旧・復興に係る重点要望

平成28年6月  
熊本県・熊本市

国におかれては、これまで、被災者の救助活動、避難者への生活支援、激甚災害の指定、補正予算編成をはじめ、熊本地震への迅速な対応をいただき感謝申し上げます。また、熊本地震復旧等予備費7,000億円について、地元の要望をしっかりと踏まえ、第一弾及び第二弾の使用を決定いただきました。重ねて感謝申し上げます。

震度7を2回観測した今回の地震により、県内では、判明分だけでも14万棟を超える家屋被害や大規模な土砂災害をはじめとした広範かつ甚大な被害が発生し、私たちが経験したことがない大災害となっています。

熊本地震への対応にこれまで計上した予算額は熊本県だけでも2,821億円にも上り、その地方負担分に対応するために、災害対応や財政調整用の基金は全て枯渇するという、県財政は極めて困難な状況に陥っており、また、熊本市の財政状況にも同様に厳しいものがあります。今後、更に必要となる予算を適切に措置し、復旧・復興を成し遂げていくためには、国の絶大な支援が不可欠です。

先般の国会での補正予算審議の際、安倍総理から「まずは、とにかく躊躇なくしっかりと必要なことを全てやっていただきたい」、「地方自治体が立ち行かなくなる、財政上非常に大きなダメージを被るということは絶対にないようにしていきたい」との答弁をしていただきました。その力強い御発言をしっかりと受け止め、これからも県民・市民のために躊躇なく、必要な対策を講じて参りたいと考えております。

貴省におかれては、特に重要な次の事項について、早急に万全の対策を講じていただき、復旧・復興に立ち上がろうとする被災者や被災地に安心感を与えていただくよう強く要望します。

平成28年6月24日

熊本県知事 蒲島 郁夫

熊本県議会議長 吉永 和世

熊本市長 大西 一史

熊本市議会議長 澤田 昌作

# 廃棄物処理施設災害復旧費及び災害廃棄物処理事業費 についての国庫補助率高上げ等

【環境省】個別項目 4,5

## 提案・要望事項

廃棄物処理施設の災害復旧について、東日本大震災と同様の国庫補助率の高上げ  
災害廃棄物処理事業について、東日本大震災と同様の国庫補助率の高上げ及び補助  
対象の拡大等

### 【現状・課題等】

#### 1 被害の状況及び総事業費

##### 廃棄物処理施設

- ・被害状況 県内 73 施設（92 設備）のうち最大 13 施設（19 設備）が被災
- ・総事業費 精査中

##### 災害廃棄物処理事業費

- ・被害状況 住家等家屋の全壊・半壊の被害が発生した市町村 25 市町村
- ・総事業費 精査中

#### 2 現行制度及び東日本大震災時の対応等

	現行	要望内容	東日本大震災時
国庫補助率高上げ	1/2	1/2 8/10～9/10	8/10～9/10
国庫補助率高上げ			*震災復興特別交付税含め 全額措置
補助対象の拡大	-	庁舎や公的病院等の 公費解体等の追加	庁舎や公的病院等 が公費解体の対象

#### 3 要望の内容

今回の地震により、多くの廃棄物処理施設が被害を受け、熊本市東部環境工場などごみ処理施設 8 施設、し尿処理施設 5 施設の被害が確認されている状況です。被災市町村の住民生活の再建に向けて、災害廃棄物処理を、早期かつ円滑に進める必要があります。

しかし、市町村等の廃棄物処理施設の災害復旧費に対する国庫補助率は 1/2 となっており、多額の費用を要し、地方負担が過大となっています。

そのため、東日本大震災と同様、廃棄物処理施設を早急に再建できるよう、災害復旧費についての国庫補助率の高上げ（1/2 8/10～9/10）を求めます。

今回の地震により、家屋全半壊などが 143,293 棟（H28.6.16 現在）となっています。また、応急危険度判定で危険と判断された住宅は 15,708 棟と、東日本大震災の 11,699 件及び阪神・淡路大震災の 6,476 棟を大幅に超えており、史上最大規模となっています。未だ全容が把握されておらず、今後大幅な増加が見込まれます。家屋倒壊等に伴い多くの災害廃棄物が出ている状況にあり、被災市町村の住民生活の再建に向けて、災害廃棄物処理を、早期かつ円滑に進める必要があります。

しかし、現行制度は、国庫補助率が 1/2 となっており、災害廃棄物の収集・運搬及び処分に交付対象が限られていることから、市町村の負担も大きいものとなっています。

そのため、東日本大震災と同様、早期かつ円滑な災害廃棄物処理を行うため、災害廃棄物処理事業費についての国庫補助率を高上げ（1/2 8/10～9/10）したうえで、市町村が行う庁舎や公的病院等の解体費用、災害廃棄物の仮置き場にかかる管理費用、造成費用や処理計画の策定費用などの事務費を追加するなど補助対象範囲の拡大を求めます。

また、災害廃棄物の分別、収集・運搬等に関する国及び他自治体からの技術的支援や専門職員の派遣の継続を求めます。

# 自然公園施設の災害復旧費についての国庫補助制度の創設等

【環境省】個別項目 1,2

## 提案・要望事項

阿蘇山上給水施設等自然公園施設の再建に向けた災害に係る調査、危険個所の撤去及び施設復旧についての国庫補助制度創設

「阿蘇くじゅう国立公園」を『国立公園満喫プロジェクト』(ナショナルパークジャパン)の中核と位置づけた国をあげての創造的復興への取り組み

## 【現状・課題等】

### 1 被害の状況及び総事業費

#### 【自然公園施設】

- ・被害状況：28 か所
- ・総事業費 (H28.6.10 時点) 870 百万円

### 2 現行制度及び東日本大震災時の対応等

	現行	要望内容	東日本大震災時
災害復旧国庫補助制度の創設	-	自然公園施設の災害復旧制度の創設	-
阿蘇地域の創造的復興	-	阿蘇くじゅう国立公園の「国立公園満喫プロジェクト」(ナショナルパークジャパン)への位置づけ	-

### 3 要望の内容

今回の地震により、阿蘇くじゅう国立公園内の阿蘇山上等への給水施設、草千里園地をはじめ、多くの自然公園施設が被害を受け、現在、県立公園を含め県内 28 施設で被害が確認されています。阿蘇を中心に県内観光地は壊滅的な打撃を受けており、県の重要な観光資源である自然公園施設の復旧を行うことは本県の再生のために不可欠です。

しかし、これまでの震災ではこれほどの自然公園施設の被害がなかったことから、国の支援メニューが創設されたことがなく、多額の費用がかかる復旧に支障をきたしています。

そのため、自然公園施設を安全で快適な施設として再建できるよう、災害に係る調査、危険箇所の撤去及び自然公園内施設の復旧についての国庫補助制度の創設を求めます。

阿蘇地域は、世界農業遺産、世界ジオパークにも認定された年間 1,500 万人以上が訪れる我が国を代表する観光地であります。

阿蘇の復興は、熊本地震の復興の象徴となり、県民の希望にもつながることから、「阿蘇・くじゅう国立公園」を『国立公園満喫プロジェクト』(ナショナルパークジャパン)の中核として位置づけ、国をあげて、インバウンド需要につながるような創造的な復興に取り組まれることを求めます。

